

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東村山市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	120-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/keikaku/mynumber/index.html

執行機関名 東村山市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東村山市難病患者福祉手当支給条例(平成4年東村山市条例第9号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	98	
③ 番号法別表第2の項	120	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項 東村山市難病患者福祉手当支給条例(平成4年東村山市条例第9号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(昭和26年法律第50号)第1条	東村山市難病患者福祉手当支給条例(平成4年東村山市条例第9号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	この条例は、 難病患者に難病患者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		東村山市難病患者福祉手当支給条例(平成4年東村山市条例第9号) 東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則(平成4年東村山市規則第8号)